

再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環廃産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第10号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）対象事業

複数の1MW以上の設備容量を有する太陽光発電施設又は風力発電施設を一体的に管理するために、出力1MW以上の蓄電池を導入する事業。

（2）維持管理

導入した設備は、設備所有者又は設備管理者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

（3）温室効果ガス排出削減量の把握及び情報提供

事業実施者は、事業の実施による温室効果ガスの排出削減量を把握し、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

（4）事業報告書及び評価報告書の作成及び提出

事業実施者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の概要及び事業による温室効果ガスの排出削減量、その他の効果、影響等を毎年度取りまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに提出すること。

また、事業実施者は、3年間の期間終了後には、当該事業の費用対効果、当該事業以外に事業実施者が他の施設等において蓄電池を導入するなど水平展開の実績及び今後の見込み等を取りまとめた評価報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出すること。

様式（再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業の事業報告書の作成例）

再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業報告書

平成 年 月 日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1 事業概要

【本事業内で行った事業の概要を記載する。】

2 事業実績（蓄電の実績等）

【当該年度に実施した設備整備、改善点等について、その効果等もあわせて記載する。】

3 温室効果ガスの排出削減量及びその算出方法

【本事業による温室効果ガスの排出削減量の間接効果等を記載する。また、削減量の算出方法及び算出根拠を記載する。】

4 事業性の評価

【蓄電の結果を踏まえ、効率的な設置方法についての検証及び、事業性についての検証を行い評価した内容を記載する。】

5 事業による波及効果

【事業実施者が他の施設等において実施した二酸化炭素排出削減対策の内容等水平展開の実績に関する状況や、事業実施による同業他社等への波及効果をできるだけ具体的に記載する。】

附 則

この実施要領は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。